

不動産の鑑定評価に関する法律

不動産鑑定業者（国土交通大臣登録）の変更の登録

1. 案内情報

- ①手続名 : 不動産鑑定業者（国土交通大臣登録）の変更の登録
- ②手続根拠 : 不動産の鑑定評価に関する法律第27条
- ③手続対象者 : 国土交通大臣の登録を受けている不動産鑑定業者で登録事項（名称または商号、役員、事務所の所在地・名称、専任不動産鑑定士）に変更があった者
- ④提出時期 : 変更があったとき、遅滞なく
- ⑤提出方法 : 変更登録申請書及び添付書類を主たる事務所を管轄する都道府県を経由し、その都道府県を管轄する各地方整備局等へ提出
- ⑥手数料 : なし
- ⑦添付書類・部数 : 変更事項に応じて
 - ・不動産の鑑定評価に関する法律第25条各号に該当しない事を誓約する書面
 - ・専任の不動産鑑定士の発令書
 - ・登記事項証明書 などが必要部数は申請書・添付書類とも正1、副2、事務所の所在する都道府県の数の写し
- ⑧申請書様式 : 変更登録申請書
- ⑨記載要領・記載例 : 提出先の都道府県または主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等若しくは国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ①提出先 : 主たる事務所を管轄する都道府県の不動産鑑定業者登録担当課
- ②受付時間 : 提出先の都道府県にお問い合わせ下さい。
- ③相談窓口 : 提出先の都道府県（不動産鑑定業者登録担当課）または主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等若しくは国土交通省土地・水資源局地価調査課

3. 手続情報

- ①審査基準 : 不動産の鑑定評価に関する法律第24条
- ②標準処理期間 : 3週間
- ③不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）

別記様式第九（第三十一条関係）

(A4)

不動産鑑定業変更登録申請書

		※変更登録年月日	年 月 日
不動産の鑑定評価に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、下記の事項について変更登録の申請をします。 年 月 日 申請者の住所 及 び 氏 名 印 地方整備局長 北海道開発局長 殿 知 事 記			
事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
登 録 番 号	国土交通大臣 知事 登録第 号	登 録 年 月 日	年 月 日

備考 ※印欄には記入しないこと。